

広報「ふじいでら」広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、藤井寺市有料広告掲載に関する取扱規則（平成21年藤井寺市規則第22号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、市が発行する広報「ふじいでら」（以下「広報紙」という。）に掲載する広告に関し必要な事項を定めるものとする。

(広告の規格等)

第2条 広告を掲載するスペースは、1ページを上下に5分割したものの一つ（タテ48mm、ヨコ183mm）を1枠とし、広告を掲載する位置は、市が指定するページの最下段で1ページにつき1枠とし、掲載数は、月最大10枠とする。ただし、市の都合により、掲載位置や掲載数を変更する場合がある。

2 広告を掲載する位置は、市が指定するページの最下段で1ページにつき1枠とし、掲載数は、月最大10枠とする。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

3 刷色は掲載ページの刷色と同色とする。

4 広告1件当たりのスペースは、原則1枠とする。ただし、市長が認めるときは2分の1枠、3分の1枠又は3分の2枠にすることができる。この場合において、いずれかの組み合わせで1枠を埋めるよう努めなければならない。

5 広告枠には「広告」の表示をしなければならない。

6 広報紙の全部又は一部を市公式ホームページ等に転載する場合は、広告は削除するものとする。

(広告の掲載基準)

第3条 広告の掲載基準は、規則第3条に定めるもののほか、次の各号のいずれにも該当しないものでなければならない。

(1) 広報「ふじいでら」の品位を汚すもの

(2) 他者を誹謗中傷する内容を含むもの

(3) 市が推薦などしているかのごとき表現をしたもの

(4) 投機心又は射幸心をあおる内容のもの

(5) 金融業務の広告については、市指定金融機関及び市収納代理金融機関以外のものに係る広告

(6) 広告主（団体にあつては代表者を含む。）の行う事業・行為が社会的批判又は指弾の対象となっているもの

(7) 引換券、割引券その他これに類するものが広告の一部となっているもの

(8) その他市長が掲載することが適当でないとするもの

(広告の掲載優先順位)

第4条 広告の掲載優先順位は、次のとおりとする。

(1) 国、独立行政法人及び地方公共団体その他公共団体

(2) 私企業のうち公共性の高いもの

(3) 市内の商店街、市場及び専門店の連合体

- (4) 市内の商店、事業所等
- (5) その他掲載基準を満たす広告
(広告の取扱業者)

第5条 広告を掲載できる者は、市と契約を締結した広告取扱業者（以下「広告取扱業者」という。）とする。

(広告料)

第6条 広告取扱業者が広報紙に広告を掲載しようとする者から徴収できる広告料は、広告掲載1回につき1枠50,000円（消費税抜き）を超えないものとする。ただし、広告の制作費は、広告主に別途請求できるものとする。

(広告の著作権)

第7条 広告の著作権は、広告取扱業者に帰属するものとする。ただし、別途取り決めがあるときは、この限りでない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、広告掲載に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年12月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。